介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービス類型について

平成28年度　第3回 金沢市介護保険運営協議会	参考資料１
平成29年2月24日	

利 用 者 ： 要支援1・2の認定者及び要支援・要介護状態になるおそれがあると判断された65歳以上の人
実施事業： サービス類型 (1)訪問型サービス、(2)通所型サービスについては、太枠部分のサービスを平成29年４月から実施

１　総合事業について

現行

保険給付サービス	介護給付（要介護1～5）	
	介護予防給付（要支援1・2）	訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具等（訪問介護と通所介護以外のサービス）
		訪問介護 通所介護
地域支援事業	1　二次予防事業 基本チェックリストにより、要支援・介護状態になるおそれがあると判断された人を対象としたプログラム 例：短期間の運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上プログラム 2　一次予防事業 全ての高齢者を対象とした介護予防教室 例：運動と体力づくり、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防など	

移行後（平成29年4月～）

介護給付（要介護1～5）	保険給付サービス
介護予防給付（要支援1・2）	保険給付サービス
1　介護予防・生活支援サービス事業 【訪問型サービス】 ①旧介護予防訪問介護と同内容のサービス ②**多様な主体（専門職、住民ボランティア、民間事業者など）による訪問サービス** 【通所型サービス】 ①旧介護予防通所介護と同内容のサービス ②**多様な主体（専門職、住民ボランティア、民間事業者など）による通所サービス** 【生活支援サービス（配食サービス等）】 【介護予防支援事業（ケアマネジメント）】 総合事業	地域支援事業
2　一般介護予防事業	地域支援事業

２　サービス類型について

(1)　訪問型サービスの提供体制

区　分	現行の訪問介護相当	多様なサービス主体			
サービス種別	①介護予防型訪問サービス（現行相当）	②基準緩和型訪問サービス（サービスA）	③住民主体型の訪問サービス（サービスB）	④短期集中型訪問サービス（サービスC）	⑤移動支援の訪問サービス（サービスD）
サービス内容	身体介護、生活援助	生活援助（清掃、買物、調理、洗濯等）	住民主体の生活援助	訪問管理栄養士による相談指導（3か月）	(1)移送前後の生活支援 (2)通所型サービスの送迎を別主体が実施
サービス提供の考え方	【実施（必須）】 身体介護が必要、認知症の症状がある等継続利用が必要なケース	【実施】 ・生活援助のみのサービス ・人員基準を緩和し、報酬単価は、現行相当の80%	【次年度以降、検討】 週1回以上の定期的な開催が必要	【実施】 ・栄養改善を実施 ・二次予防事業で実施している事業を移行	【長期的にサービスの創設を検討】 支援の対象要件が厳しく、長期的に検討
現状から想定されるサービス提供者	指定事業者（ヘルパー）	指定事業者（ヘルパー及び一定の研修受講者）	ボランティア 地域団体	職能団体 （訪問管理栄養士の会）	NPO ボランティア団体

(2)　通所型サービスの提供体制

区　分	現行の通所介護相当	多様なサービス主体		
サービス種別	①介護予防型通所サービス（現行相当）	②基準緩和型通所サービス（サービスA）	③住民主体型の通所サービス（サービスB）	④短期集中型通所サービス（サービスC）
サービス内容	運動、生活機能の向上のための機能訓練	運動、レクリエーション等のサービス	体操、運動等の活動など自主的な通いの場	作業・理学療法士、歯科衛生士等による相談指導（3か月）
サービス提供の考え方	【実施（必須）】 入浴介助が必要、認知症の症状がある等・継続利用が必要なケース	【実施】 人員配置基準を緩和し、報酬単価は、現行相当の80%	【次年度以降、検討】 週1回以上の定期的な開催が必要	【実施】 ・運動器機能向上を実施 ・口腔機能向上は、歯科診療所で実施 ・二次予防事業で実施している事業を移行
現状から想定されるサービス提供者	指定事業者	指定事業者	ボランティア 健康推進委員 運動普及推進員	指定事業者 歯科診療所の歯科衛生士